

大和市告示第29号

大和市障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱を次のように定める。

令和3年3月12日

大和市長 大木 哲

大和市障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響を受けた放課後等デイサービス及び日中一時支援のサービスを提供する事業者の負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後等デイサービス 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。
- (2) 日中一時支援 平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」別紙1地域生活支援事業実施要綱別記11に定める日常生活支援第4号に掲げる日中一時支援をいう。
- (3) 臨時休業 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による臨時休業をいう。

（補助事業）

第3条 補助事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 次に掲げる期間に行われた事業であって、それぞれ次に定める額を放課後等デイサービスを提供する事業者が負担したもの
 - ア 令和2年3月2日から同月31日まで 臨時休業に伴い、新たに法21条の5の3第1項

に規定する障害児通所給付費の支給決定を受けた保護者に係る児童が放課後等デイサービスを利用した場合における当該利用に係る額

イ 令和2年3月2日から同年9月30日まで 次に掲げる額（アに該当するものを除く。）

(ア) 臨時休業の影響により放課後等デイサービスの利用が増加したと市長が認めるものについてその増加分に係る報酬差額

(イ) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第3第1項イ各号に掲げる単価から同項ロ各号に掲げる単価に切り替わることにより増加した放課後等デイサービスに係る報酬差額

ウ 令和2年4月1日から同年9月30日まで 特別支援学校等の臨時休業に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等のため、通所サービスの代替手段として電話等により提供するサービスを児童が利用した場合における当該利用に係る額

(2) 令和2年4月1日から同年9月30日までに行われた事業であって、臨時休業の影響によりその利用が増加し、又は通常開所しない時間帯に開所することとなった日中一時支援のサービスを提供する事業者が行う新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う受入体制強化等に係るもの（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、前条各号に掲げる事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人が補助事業者の場合は、寄附金を除く。）を控除した額とする。

（交付の申請）

第6条 申請者は、別に定める日までに規則第4条に規定する補助金交付申請書その他市長が必要があると認める書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める大和市障害者総合支援事業費補助金請求書により市長に請求しなければならない。

（書類の整備）

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する市の会計年度の翌年

度から6年間保存しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。